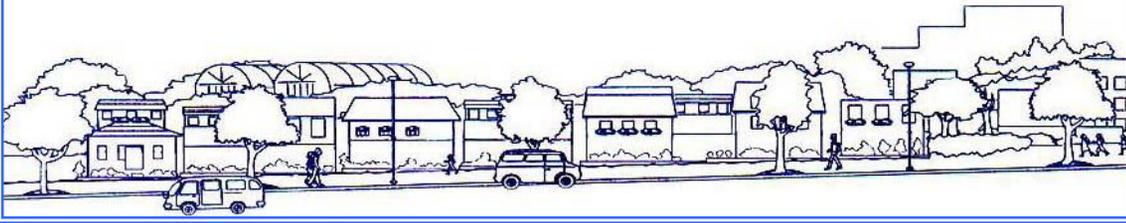


江戸川沿川 篠崎公園地区



NO.41

2014/12/25

江戸川区土木部
区画整理課連絡先：沿川整備第二係
TEL 5664-2616

まちづくり事業説明会を開催しました

日頃から、区政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

12月12日（金）、13日（土）に開催しましたまちづくり事業説明会には、寒い中ご参加いただきありがとうございました。

当日は篠崎公園地区全体のまちづくり、高規格堤防整備事業の概要などについて説明をさせていただきました。

今回のニュースでは当日のご質問について一部裏面に掲載しております。



事業計画案の縦覧を行います

1月14日（水）から、東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理事業 事業計画案の縦覧（閲覧）を行います。この事業計画案についてご意見のある方は、1月14日（水）から2月11日（水）までの間に東京都知事に意見書を提出することができます。

事業計画案の縦覧について

縦覧期間	平成27年1月14日（水）～1月28日（水）	
縦覧できる時間帯	午前8時30分～午後5時15分	
縦覧場所	①土木部 区画整理課（区役所第二庁舎1階） ②篠崎地区まちづくり事務所（北篠崎2-26-7） ※土日の縦覧については、②の篠崎地区まちづくり事務所で行います	
内容	東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理事業	
意見書提出期間	平成27年1月14日（水）～2月11日（水・祝） ※意見書の提出について 持参の場合は土日祝を除きます 郵送の場合は当日消印有効です	
意見書提出先	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 電話：5320-5444 東京都都市整備局市街地整備部区画整理課（東京都庁第二庁舎19階）	
問合せ先	篠崎地区まちづくり事務所	電話：5664-2616

篠崎公園地区まちづくり事業説明会でいただいたご質問について

※今回掲載していないご質問についても、次号以降のまちづくりニュースでお知らせしていきます

Q：まちづくりを優先と言いながら先行買収を行っている。

A：先行買収については、平成19年頃から希望されている方から土地を買わせていただいた。事業には協力したいが、生活上支障があるなどで難しいという方からも買わせていただいている。取得した土地は、緑地や道路など必要な部分に使うことで一般的な規模の宅地では減歩をなくすためなどに活用していく。

Q：二回の移転だけをとっても大きな負担である。

A：篠崎公園地区の区画整理事業では先行買収の成果もあり、直接移転が可能なのでほとんどの方が一回の移転で完了できると考えている。都市計画道路は買収事業だが、再建時にどうするかは残地の大きさ等にもよるので個別に相談していきたい。

Q：なぜ、スーパー堤防の計画の範囲内で建築許可をだすのか。

A：スーパー堤防の計画の範囲内で開発許可申請が提出された場合、申請者にはスーパー堤防整備の計画の範囲内であることを説明し、分譲の際には重要事項説明でその旨説明するよう指導している。次にどこを事業化するか決まっていない中で、スーパー堤防の整備を開始するまで建築制限をかけることは、所有者に対して大きな負担になるため建築制限はかけていない。

Q：都市計画道路第288号線は何のための道路か。

A：都市計画道路第288号線は、同潤会通りから環七や柴又街道、篠崎公園や篠崎駅、瑞江駅、船堀などを経由する環状道路である。また、京葉道路や環七などの主要道路とつながりネットワークを形成し、地域と地域を結ぶ道路でもある。緊急物資の輸送路や避難路、延焼遮断帯という役割もある。本地区では、通過交通も分離し歩道の整備も行うので安全性が大きく向上する。

Q：当初、都市計画道路にかからないこと確認して引越してきたが、その後、計画が変更され都市計画道路にかかるようになった。また、かかる範囲も説明のたびに変わっている。

A：都市計画道路第288号線は、当初都立篠崎公園の中を通る計画になっていたが、平成20年3月に都市計画道路が公園を分断することが好ましくないことから、江戸川の土手側を通る計画に都市計画変更を行った。また、事業認可以降個別に説明を行っており、その中で都市計画道路にかかる面積についてもお示しさせていただいている。

<連絡・問い合わせ先>

区画整理課 沿川整備第二係

篠崎地区まちづくり事務所

TEL 5664-2616

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間をお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

